



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行
代表者名 取締役頭取 鎌田 宏
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問合せ先 総合企画部長 田村 秀春
(TEL 022-267-1111)

「内部統制基本方針」の制定に関するお知らせ

当行は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当行の役職員は、「法令等遵守に係る『基本方針』」および「法令等遵守に係る『ガイドライン（遵守基準）』」を遵守する。
- (2) 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。
- (3) 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- (4) 当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- (5) 監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めるときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当行は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を、文書取扱要領に基づき保管および管理する。
- (2) 当行の役職員は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダードに基づき、情報資産の適切な管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議・決定を行う。
- (2) 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- (3) 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定等を定める。
- (2) 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- (3) 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受けるなど、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
- (4) 子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- (5) 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

リスク統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人（以下、「取締役等」という。）は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役等は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- (3) 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

以 上